

明 農 振 第 381-1 号
令和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明石市長 丸谷 聡子

市町村名 (市町村コード)	明石市 (28203)	
地域名 (地域内農業集落名)	長池地区 (長池集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71.37歳と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
都市近郊地の特性を活かし、新たな販売先を確保するなど、所得向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合には、近隣の農業者を中心に農地利用最適化推進員と農業委員が調整し、農地の集積、集約を農地バンクを通じて進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、所有者の貸し付け意向・時期などに配慮しながら、農地バンクを通じて貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
維持管理適正化事業を通じて、農業用井戸ポンプの補修及び水路の適正管理を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、新規就農者を受け入れ、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
兵庫南農業協同組合やふぁーみんサポート東はりまへの農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマやヌートリアの被害が拡大しないよう農会・市・猟友会で連携し、捕獲機の設置・捕殺を進める。
 ②堆肥、フェロモントラップの使用や、緑肥となるヘアリーベッチの作付けなど、減農薬、減化学肥料の取り組みを進める。
 ⑧地域で協力し、維持管理適正化事業を通じて、農業用井戸ポンプの補修及び水路の適正管理を図る。